

広告に関する自主規制

(目的)

第一条

この広告に関する自主規制（以下「自主規制」という）は、文部科学省通達、「不当景品類及び不当表示防止法」、「屋外広告物法」、その他法令諸規則等（以下「法律」）に基づいて、一般社団法人愛知県専修学校各種学校連合会（以下「愛専各」という）の会員校が行う学生・生徒の募集活動、広告活動を適正化することによって、入学対象者及びその関係者の保護を図るとともに他の会員校の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条

この自主規制において、広告とは会員校が、入学者を募集するにあたって、次に掲げる方法で不特定多数の者に働きかける表示をいう。

- ①チラシ、パンフレット、ダイレクトメール又は情報誌等の印刷物の配布
- ②ポスター、看板または懸垂幕等の掲示物
- ③新聞または雑誌等の刊行物
- ④テレビ、ラジオ等による放送
- ⑤ファクシミリによる文書送付
- ⑥ホームページによる表示および電子メール
- ⑦映画、スライド、ビデオ、電光板等による掲示
- ⑧宣伝用頒布品
- ⑨その他、連合会が広告に該当すると認めたもの

(広告の基準)

第三条

会員校が広告を行うときには、常に信頼を確保することを第一義とし、法律を遵守するとともに、誤認を与えるような表現を用いないよう努め、入学対象者及びその関係者を本位とする営業活動に徹しなければならない。

(公正な競争)

第四条

会員校は、社会道徳及び学校運営の信義に反し、会員校間の公正な競争を妨げる恐れのある広告を行ってはならない。

(誤解させる表現等の禁止)

第五条

会員校は、広告を行うときは、施設、教育内容、教育実績等の事実を表現せず、または事実と相違する表現もしくは誤解させるような表現等を用いてはならない。

(入学意欲を不当にそそる表現の禁止)

第六条

会員校は、入学意欲を不当にそそるような広告、社会的に過剰な営業活動であると批判を受けると過度な広告を行ってはならない。

(適正な情報の提供)

第七条

会員校は、広告を行うにあたって自己の判断、評価が入るときは、その根拠及び自己の判断に基づく予測であることを明確に示さなければならない。

(入学願書)

第八条

会員校の願書の受付時期については、愛知県の関係諸団体との申し合わせにより、高等学校、中等教育学校、高等専修学校の卒業見込者については次のとおりとする。

- ① 推薦入学・・・卒業年次の10月1日以降
- ② 一般入学・・・卒業年次の11月1日以降
- ③ AO入学・・・卒業年次の8月1日以降

なお、AO入学に関しては「AO入試に関する自主運用基準」を別途定める。

(改善勧告)

第九条

愛専各は、広告の表示や方法が本規制に抵触し、または抵触する恐れがあると認めた時は、会員校に改善の要求をすることができる。この場合において、愛専各は、当該会員校に対してこの事項に関する資料または報告について会員校よりその提出を求めることができる。

(修正と校名公表)

第十条

会員校は、広告の内容が事実と相違することとなった場合は、内容を変更のうえ使用する。なお、改善が見られない場合は、当該会員校名とその抵触内容を公表する。

(その他)

第十一条

愛専各は、会員校が行った広告に関して、法律に違反する事実があると思料するときは、関係当局に通知することができる。

附則

(施行日)

本自主規制は、平成24年4月1日より実施する。

(改廃)

本自主規制に関する改廃権限は、愛専各理事会に帰属するものとする。